

意見募集を実施した際の省令案からの変更点

「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令案」に対する意見募集を実施した際の「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令案」からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	電気事業会計規則 別表第2第4表	（記載注意）1の「会計監査人設置会社（会社法第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の <u>株式会社</u> （公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）」を「会計監査人設置会社（会社法第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の <u>会社</u> （公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）」に改める。	技術的修正
2	電気事業会計規則 別表第3第2表	（記載注意）1の「電気事業託送供給等収支 <u>算定</u> 規則」を「電気事業託送供給等収支 <u>計算</u> 規則」に改める。	技術的修正
3	電気事業会計規則 別表第3第1表	（記載注意）1の「電気事業託送供給等収支 <u>算定</u> 規則」を「電気事業託送供給等収支 <u>計算</u> 規則」に改める。	技術的修正